

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月26日

島根県知事

殿



提出者

住 所 広島県広島市東区上大須賀町15番20号

氏 名 広成建設株式会社 広島支店

取締役兼執行役員支店長 植村宏二

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0855-22-1226

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広成建設株式会社 浜田作業所
事業場の所在地	島根県内(松江市を除く。)の複数の工事現場
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業 D06
② 事業の規模	22,025,358千円
③ 従業員数	338名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・建設工事現場⇒収集運搬業者及び処理業者 [廃プラスチック類、繊維くず、廃石膏ボード、建設混合廃棄物、石綿含有産業廃棄物] 建設工事現場⇒収集運搬業者及び再生処理業者 [木くず、金属くず、がれき類]

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2022年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙1参照	別紙1参照
	排 出 量	別紙1参照	別紙1参照
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	別紙1参照
	排 出 量	別紙1参照	別紙1参照
(今後実施する予定の取組) 適切な施工管理を実施し工事手直しなど廃棄物の搬出を抑制する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特に実施していない。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、がれき類の分別を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（2022年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組) ――		
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) ――		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	別紙1参照
	全処理委託量	別紙1参照	別紙1参照
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙1参照	別紙1参照
	再生利用業者への 処理委託量	別紙1参照	別紙1参照
	認定熱回収業者への 処理委託量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		
(これまでに実施した取組) 基本的に再生利用する業者に委託している。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	別紙1参照
	全処理委託量	別紙1参照	別紙1参照
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙1参照	別紙1参照
	再生利用業者への 処理委託量	別紙1参照	別紙1参照
	認定熱回収業者への 処理委託量		
<p>(今後実施する予定の取組) 可能な限り再資源化に取り組む。</p>			
※事務処理欄			

備考

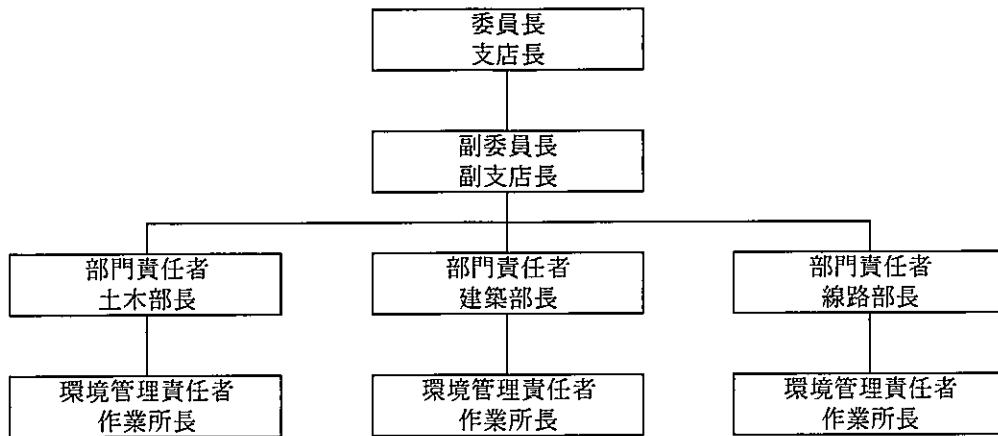
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)
 現状：前年度（2022年度）実績量
 計画：今年度（2023年度）計画量

単位:トン/年

排出抑制に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
産業廃棄物の種類	排出量 (前年度実績値の①) +② +③)	自ら再生利用に 関する事項		自ら中間処理に 関する事項		全処理委託量 (前年度実績値の③ +④)	優良認定処理業者 への 処理委託量 (前年度実績値の⑩) +⑪	再生利用業者への 処理委託量 (前年度実績値の⑫) +⑬	認定熱回収業者へ の熱回収を行なう業 者への 処理委託量 (前年度実績値の⑬) +⑭	認定熱回収業者へ の熱回収を行なう業 者への 処理委託量 (前年度実績値の⑭) +⑮	現状	計画	現状	計画	現状	計画
		現状	計画	現状	計画							現状	計画	現状	計画	
燃え残	0	0										0	0	0	0	
汚泥	54.45	49										54.45	49	2.21	2	
廢油	0	0										0	0	0	0	
塗装	0	0										0	0	0	0	
廃アルカリ	0	0										0	0	0	0	
废プラスチック類	23.91	20										23.91	20	5.95	5	
紙くず	0	0										0	0	0	0	
木くず	240.625	215										240.625	215	142.857	140	
繊維くず	0	0										0	0	0	0	
動植物性残さ	0	0										0	0	0	0	
動物系固形不要物	0	0										0	0	0	0	
ゴムくず	0	0										0	0	0	0	
金属くず	1.921	1										1.921	1	1.921	1	
ガラスイコーンクリート及び陶磁器くず	0	0										0	0	0	0	
鉛さい	0	0										0	0	0	0	
がれき類	2421.094	2175										2421.094	2175	18.266	18	
動物のふん尿	0	0										0	0	0	0	
動物の死体	0	0										0	0	0	0	
ばいじん	0	0										0	0	0	0	
建設混合廃棄物	7.618	5										7.618	5	5.59	5	
合計	2749.618	2465	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2749.618	2465	176.794	171	

別紙2 管理体制図



- 組織の名称 ・ 地球環境委員会
- 組織の役割 ・ 産業廃棄物の適正な管理
 ・ 再資源化の推進
- 組織体制 ・ 委員長 ⇒ 支店長
 ・ 委員 ⇒ 副支店長、総務部長、各担当部課長、作業所長
 ・ 事務局 ⇒ 総務部
- 委員長の業務 ・ 支店における産業廃棄物の処理方法の策定・改定
 ・ 委託契約書の締結
 ・ 廃棄物処理方法の策定
 ・ 廃棄物処理に関する承認事項
- 委員の業務 ・ 廃棄物処理計画書の策定
 ・ 廃棄物の現状把握
 ・ 運搬業者、処理業者、再生利用業者の把握
 ・ 廃棄物管理票の交付
 ・ 監督官庁への各種報告
 ・ 社員、協力業者等への教育の実施
 ・ 各作業所に対しての情報提供、支援、指導の実施